

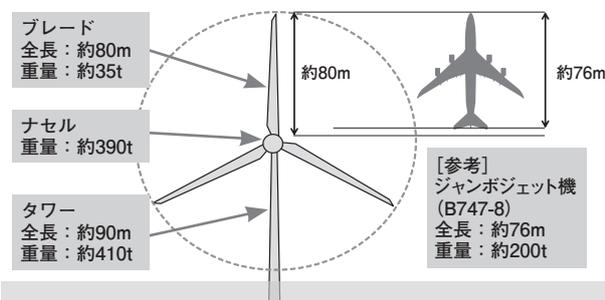
## 基地港湾

### 基地港湾とは

基地港湾とは、正式には港湾法第二条の四で規定する「海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾」のことをいい、洋上風力発電設備の設置及び維持管理に利用される港湾のことをいいます。

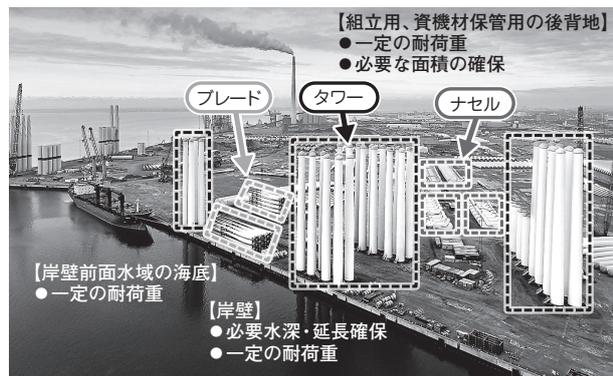
### 基地港湾に求められる機能

洋上風力発電設備は、ブレードの長さ約80m、タワーの高さ約90mとジャンボジェット機の全長より長いものとなっています。重量についてはナセル約390t、タワー約410tとジャンボジェット機の約2倍の重量となっています。



洋上風力発電設備の規模（8MW級）

このように、洋上風力発電設備の設置及び維持管理には、発電設備の重厚長大な資機材を扱うことができる高い耐荷重性を備えた岸壁や、長尺資機材の保管・組立が可能な規模の荷さばき地を備えた埠頭を有する港湾が必要です。しかし、そのような要件を満たす港湾は現在無く、将来的にも数は限定的となる見込みであり、参入を希望する多数の発電事業者に対して利用調整が必要となることが予想されます。



タワー等の長大物を保管するエスピアウ港（デンマーク）の例  
出典：エスピアウ港HP資料に加筆

また、発電事業は長期にわたり、設置のみでなく維持管理の期間も含め、埠頭の利用を確保する必要がありますが、改正前の港湾法では、埠頭の利用については短期の使用許可を前提としており、長期的・安定的な使用に対応する規定はありませんでした。

これらに対応するため、港湾法の一部を改正する法律が

令和元年11月に成立し、令和2年2月に施行されました。改正港湾法では、国が基地港湾を指定し、基地港湾の埠頭を広域に展開する発電事業者に長期・安定的に貸し付けることができるよう特例を設けるとともに、貸付けを通じ、埠頭における複数の発電事業者の利用調整を図ることとしています。

### 基地港湾の指定要件

改正港湾法の施行により、洋上風力発電事業者の事業予見可能性を確保し、投資環境を整備するため、国土交通大臣が基地港湾に適した港湾を指定できるようになりました。なお、基地港湾の指定にあたっては、以下の指定要件があります（港湾法施行規則第一条の九、第一条の十）。

- ①係留施設及び荷さばき施設について、海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理に使用することが予想される物資の組立て及び保管に対して必要な面積及び地盤の強度を有し、又は有することが見込まれること。
- ②前号の物資の輸送の用に供される船舶において安全な荷役を行うのに必要な係留施設の構造の安定が損なわれないよう、必要な措置が講じられ、又は講じられることが見込まれること。
- ③当該港湾の利用状況、当該港湾及びその周辺の海域における海洋再生可能エネルギー発電設備等の出力の量の現況及び将来の見通しその他の事情に照らし、当該港湾が海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理のための拠点となるにふさわしいものであること。
- ④一以上の海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第十条第一項の許可を受けた者が当該港湾を利用することが見込まれるものであること。
- ⑤二以上の許可事業者（法第五十五条の二第一項に規定する許可事業者をいう。第十七条の十において同じ）が当該港湾を利用することが見込まれるものであること。

### 国土交通省の取り組み

昨年4月に再エネ海域利用法が施行されたことに伴い、一般海域の利用に関して利害関係者との調整等をルール化するとともに、長期占用を可能とする仕組みが整備され、既に環境アセス手続き中の案件が1,200万kWを超えるなど、洋上風力発電の導入の加速化が見込まれているところです。

さらに、今般、基地港湾に関する新たな制度の創設により、洋上風力発電事業の見込みが立ちやすくなり、洋上風力発電のより一層の円滑な導入に資することができるものと考えています。

国土交通省として、こうした取り組みを着実に推進することにより、我が国における洋上風力発電の導入拡大を実現してまいります。